ニ　財産上の利益を供与する行為
ホ　法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）
ヘ　第百三十七条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は売買契約の相手方に不当な影響を与える行為
ト　第百三十七条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は売買契約の相手方に対し電磁的方法による提供をする行為
チ　偽りその他不正の手段により顧客又は売買契約の相手方の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為
リ　イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は売買契約の相手方の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為
（令第三十六条において準用する令第七条の主務省令で定めるもの）

**第百四十七条**　第二十条の規定は、令第三十六条において読み替えて準用する令第七条に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十条第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「購入業者」と読み替えるものとする。

**第百四十八条・第百四十九条**　［略］

（令第十六条の四において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの）

**第五十四条の二**　第七条の三の規定は、令第十六条の四において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「購入業者」と読み替えるものとする。

**第五十四条の三・第五十五条**　［同上］

（通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合）

**第百五十条**　令第三十七条第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

（主務大臣に対する申出の手続）

**第百五十一条**　［略］

（親法人等又は関連法人等）

**第百五十二条**　令第四十条の表の備考第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　略］

2　令第四十条の表備考第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同表備考第一号に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　略］

**第百五十三条**　［略］

**様式第一**（第二十二条及び第六十六条関係）

［略］

（備考）

一　［略］

（通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合）

**第五十六条**　令第十六条の五第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

（主務大臣に対する申出の手続）

**第五十七条**　［同上］

（親法人等又は関連法人等）

**第五十八条**　令第十七条の二の表の備考第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　同上］

2　令第十七条の二の表備考第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　同上］

**第五十九条**　［同上］

**様式第一**（第七条の五及び第二十三条の三関係）

［同左］

（備考）

一　［同左］